

さいたま市長の事務部局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する 対応要領の骨子（案）

1. 趣旨

- ①対応要領の趣旨
- ②地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業（水道事業、病院事業、下水道事業）を除外。

2. 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

- ①不当な差別的取扱いの禁止
 - ・正当化事由
 - ・事前的改善措置
- ②合理的配慮の提供
 - ・意思の表明
 - ・過重な負担
 - ・事前的改善措置と合理的配慮の関係

3. 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

※別紙参照

4. 相談体制の整備

- ①相談窓口の指定
- ②監督者の責務
- ③懲戒処分等との関係

5. 職員への研修・啓発

- ①職員に対する研修の実施
- ②新規採用職員に対する研修
- ③マニュアルの整備

(別紙)

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害があることを理由に窓口対応を拒否する。
- 障害があることを理由に対応の順序を劣後させる。
- 障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害があることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付ける。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を用いる。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡したり、身振りで表現する。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を案内する。
- 市の施設の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。